

京都市基本計画の周知に関する取組業務委託仕様書

1 目的

令和3年度から5年間の京都の未来像と主要政策を明示し、都市経営の基本となる京都市基本計画（以下、「基本計画」という。）の内容を市民に周知するとともに、市民の自発的な行動につなげること。

2 業務内容

基本計画の内容を市民に周知するとともに、共感の輪を広げることで、市民の自発的な行動につなげていくための取組及びこれに付随する業務を実施する。

《業務内容》

1 基本計画の周知

基本計画の内容を市民に広く周知するための取組を行う。

また、高校や大学等の授業や講義等において、令和2年度にU35-KYOTO事業において制作したタブロイド紙等を活用して基本計画の内容を周知する（10件かつ1,000名以上）

2 令和2年度にU35-KYOTO事業で生み出した32プロジェクトを前進させる伴走支援（相談事業等）の実施

3 SNS等による情報発信

上記1，2で取り組んだ実績やタブロイド紙に関する情報をSNS等で発信する（30件程度）

3 成果物

本業務で作成した資料一式（電子データ含む）

4 その他

(1) 著作権

本業務に固有の手法、資料の著作権は、本市に帰属する。

(2) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の実施に当たって、必要な情報を自主的に収集、報告するとともに、有益な提案を積極的に行う。

(3) 本市との打合せ

受託者は、本業務の遂行に当たっては、必要の都度、本市と打合せを行い、業務の進行状況の報告を行う。

(4) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、本業務の遂行に当たり、本市等との会議又は打合せが必要な場合、京都市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せ場所を確保する。なお、本市の承認があれば、オンラインでの会議又は打合せも可とする。

(5) 本業務に付随する経費

受託者は、本業務に付随する諸経費（会場費、資料作成費、受託者に関する役務費、交通・車両費等）を、すべて負担する。